

鳥獣保護管理に係る人材登録事業に関する Q&A

■人材登録事業について

Q1:どのような事業なのか？

A: 鳥獣保護管理に係る人材登録事業は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介するものです。

Q2:登録の方法は？

A:環境省の鳥獣保護管理に係る人材登録事業ホームページ「鳥獣プロデータバンク」に掲載されている「募集要項」の中の登録申請書に必要な事項をご記入のうえ、運営事務局まで簡易書留郵便でお送りください。(詳細は募集要項をご覧ください)

Q3:登録申請書の入手方法は？

A:下記ホームページから、募集要項をダウンロードしてください。なお、募集分野が「鳥獣保護管理プランナー」、「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター」、「鳥獣保護管理調査コーディネーター」の3種類あります。応募しようとする分野の募集要項をダウンロードしてください。

また、ダウンロード出来ない場合は郵送での対応もしておりますので、鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局（一般財団法人自然環境研究センター内 TEL: 03-6659-6339）までお問い合わせください。

○鳥獣保護管理に係る人材登録事業「鳥獣プロデータバンク」ホームページ
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

■人材登録に必要な実績について

Q1:人材登録されるために必要な実績は？

A:分野ごとの必要な実績は以下のとおりです。（詳細は募集要項をご覧ください。）

○鳥獣保護管理プランナー

次のア)、イ) のいずれかについて、鳥獣保護管理に関する計画の策定や見直し等に関する経験年数の合計が 5 年以上あると認められること。

ア) 行政職員として、鳥獣行政、野生生物行政、第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定や見直しに携わった経験を有する。

イ) 民間団体、大学の職員等として、鳥獣保護管理、野生生物管理、第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定や見直しに関する業務を担当した経験を有する。

○鳥獣保護管理捕獲コーディネーター

鳥獣保護管理（被害防除を含む）に関する鳥獣の捕獲の指導の経験年数の合計が 5 年以上あると認められること。

○鳥獣保護管理調査コーディネーター

次のア) 及びイ) を満たし、かつ、鳥獣保護管理に関する計画等の調査の経験年数の合計が 5 年以上あると認められること

ア) 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等に必要調査を実施した経験を有する。

イ) 調査の設計から報告書の策定等まで主体的に取り組んだ経験がある。

Q2:企業や大学から受注した鳥獣保護管理に関する業務は実績になるのか？

A:第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、見直しや実施に付随する業務であり鳥獣保護管理に関連していることがわかる事業の場合には、実績となる可能性があります。

Q3:猟友会から委嘱された狩猟を指導するための委員や講師（狩猟指導員等）は実績となるのか？

A:実績になります。

Q4:捕獲コーディネーターの登録要件として、試験捕獲は実績とみなされるのか？

A:公共団体等から業務として捕獲を行う際に、捕獲従事者を指導した場合には実績とみなされます。

Q5:大学の演習などで学生に捕獲実習などを指導した場合は、実績とみなされるのか？

A:学生への指導は、鳥獣保護管理に関する捕獲実績とはみなされません。

Q6:捕獲個体のサンプル採取方法、計測法の指導は捕獲コーディネーターの鳥獣被害防除対策の実績とみなされるのか？

A:捕獲コーディネーターの実績とはみなされませんが、調査コーディネーターとしての実績としてみなされる場合があります。

■人材登録に必要な知見について

Q1:人材登録されるために必要な知見は？

A:知見審査では各専門分野で指定されたテーマに沿った課題小論文を提出していただきます。論文テーマをよく確認し、鳥獣保護管理を実施する上で必要とされる事項について、具体的な課題や対応等について記述して下さい。（詳細は募集要項と小論文の書き方ポイントをご覧ください。）

Q2:知見審査の免除はあるのか？

A:鳥獣保護管理にかかる人材登録事業では、保護管理をさらに促進させる観点から既存の民間資格・認証制度との連携を進めています。相応の知見が担保されているものについては、知見（小論文）審査を免除する場合があります。（詳細は募集要項をご覧ください。）

Q3:捕獲コーディネーターの知見小論文に、自ら開発した捕獲技術（わなの開発、射撃術の向上方法）を記載したいが良いか？

A:論文テーマに沿った上で、捕獲を遂行する上でどのような課題があり、その課題に対処する上でより効果的な技術を開発したことがわかるように記述してください。また、その技術を導入したことにより、捕獲体制の改善

にどのように貢献したかを具体的に記述してください。ただし、開発した捕獲技術だけでは必要な知見と見なされません。

■登録申請書の記載方法について

【各分野共通】

Q1:今後始まる鳥獣保護管理に関する事業の委員をお願いされた。これを実績として登録申請書に記載しても良いか？

A:今後の予定については、実績としては認められません。

Q2:実績が記載できないページは送付しなくても良いか？

A:実績がないのか、送付を忘れているのか判断が出来ないため、必ず送付してください。

Q3:登録申請書の別紙 2 の「その他の免許及び資格」欄には何を書いたら良いのか？

A:ビオトープ管理士や生物分類技能検定等、生物や鳥獣等に関連する資格を記載してください。

Q4:実務経験年数の 5 年はどのように計算すれば良いか？

A:通算年数で計上しますが、同一期間内に複数の業務を実施していた場合、重複している期間は個別に計上せず、同一期間としてカウントします。また、記載できる実務経験年数は登録申請年度の前年度末までの期間となります。

判定例	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	申請年度	
実績が5年以上と判定される場合	単年で終了する 実務経験を5年以上 有している		実務経験①	実務経験②		実務経験③	実務経験④	実務経験⑤	
	複数年にわたる 実務経験を5年以上 有している		実務経験①						
	同一期間内に複数 の業務を実施して いるが、5年以上 有している	実務経験①			実務経験②		実務経験③		
実績不足と判定される場合	複数の実務経験を 有するが、5年 に満たない		実務経験①				実務経験②		
	同一期間内に複数 の業務を実施して いるが、5年に 満たない		実務経験①			実務経験②			
	実務経験は5年であるが、募集年度 期間は含まないため、4年と計算 する		実務経験①				実務経験②		

←→ 重複する期間は個別カウントしない

※講師の実績は、年度中1回の実績がある場合は実績年数としてカウントされる

【鳥獣保護管理捕獲コーディネーター】

Q5:捕獲コーディネーターの申請書に記載する場合、地方公共団体以外が主催する研修会や講習会は何処に記載すればよいか？

A:別紙 1-2 の(3)-(イ)に記載いただき、講習会主催者名を必ずご記入ください。

■登録申請書に添付する書類について

Q1:講習会の講師の実績確認に必要な「講師の委嘱状」は何年分添付すれば良いか？

A:登録申請書に記載した実績が証明できる分だけ添付してください。または、実績が5年以上あることがわかるように添付してください。

Q2:学会所属を証明する書類がないが、添付は必要か？

A:添付不要です。

■人材登録者の紹介について

Q1:登録者を紹介してもらうにはどうすればよいか？

A:利用申請書に登録者の氏名、登録番号、依頼内容等を記入し、運営事務局までご連絡ください。折り返し、事務局より当該登録者の連絡先をお知らせいたします。

なお、利用申請書は鳥獣プロデータバンクトップページ「利用するには」からダウンロードできます。

■その他

Q1:登録者となった場合、個人情報はどこまでホームページに掲載されるのか？

A:氏名、所属先、役職、対象鳥獣、対象地域、経歴のうち、登録者の了承を得られた項目について掲載します。なお、現在も鳥獣プロデータバンク内「登録者一覧」で登録者の情報を公開していますので、ご参照ください。

Q2:人材登録の募集についての情報はどこに掲載されるのか？

A:鳥獣プロデータバンクホームページや猟友会広報誌等でお知らせしています。

Q3:所属先の変更や住所変更にもなう登録内容の変更手続きはどうすればよいか？

A: 変更届出書を鳥獣プロデータバンクトップページ「登録する」の、「登録簿掲載情報の変更手続き」からダウンロードしていただき、必要事項を記載後、運営事務局まで郵送ください。